

小牧市次世代産業人材育成研修費補助金

次世代産業人材の育成を図るため、市内に製造拠点等を有する企業の従業員等が、次世代産業関連分野に関する業務に必要な知識、技術、技能等を習得するための研修等を受講した場合に、その受講に要した経費の一部を補助します。

1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・市内に製造拠点等を有する企業であること。
- ・市税の滞納がないこと。

※「製造拠点等」とは、製造及びそれに関連する設計、検査、計測等の事業を行う拠点をいいます。

※暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を利することとなると認めるときは、補助金を交付しません。

2 補助対象事業

従業員等が次世代産業関連分野に関する業務に必要な知識、技術、技能等を習得するための研修等を受講する事業

3 補助対象経費

補助対象事業に係る研修等の受講料

※消費税及び地方消費税相当額、振込手数料等を除きます。

4 補助金の額

補助対象経費の3分の2（100円未満切り捨て）

5 限度額

1回の研修等につき従業員等1人当たり10万円

1補助対象者につき1年度当たり25万円

6 次世代産業関連分野

次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野などが一例です。

※ 次世代産業関連分野の該当の可否については、

事前にご相談ください。

7 申請方法

「小牧市次世代産業人材育成研修費補助金交付申請書（様式第1）」に次に掲げる書類を添付して、補助対象事業に係る研修等を受講した日（研修等の受講が完了した日）の属する年度の3月31日までに申請してください。

- 補助対象事業に係る研修等の受講の申込書等の写し
- 次世代産業関連分野に関する業務に必要な知識、技術、技能等を習得するための研修等であることを説明する書類
- 補助対象経費の領収書の写し又は支払証拠書類
- 市税の滞納がないことを証する書類（申請日以前1年間において納期の到来した小牧市法人市民税及び固定資産税（土地・家屋）の納税証明書又は領収書の写し）
- 会社等の概要を説明するパンフレット等

※申請回数に制限はありません。

同一年度において、1補助対象者につき1年度当たり25万円の限度額に達するまでは、同一の補助対象者が何度でも申請することができます。
※同一年度分の研修等の受講であれば、1年度分をまとめて申請することもできます。

8 備考

- 市が実施する「小牧市中小企業人材育成研修費補助金」との重複適用はできません。
- 補助金は、予算の範囲内において交付するものとします。
- 補助金の交付を受けた企業は、市ホームページ等において、企業名等を公表する場合がありますので、ご承知おきください。

9 申請書類等のダウンロード

ホームページ（小牧市公式ホームページ ⇒ 事業者の方へ ⇒ 次世代産業関係 ⇒ 次世代産業関係の補助制度 より該当のページ）をご覧ください。



URL <https://www.city.komaki.aichi.jp/admin/soshiki/chiikikassei/kigyouricchi/1/nextgeneration/hojo/40405.html>

【問い合わせ先】

小牧市 地域活性化営業部 企業立地・次世代産業推進課

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地（小牧市役所本庁舎3階）

TEL：0568-76-1135（直通）

FAX：0568-75-8283

E-MAIL：kigyosuishin@city.komaki.lg.jp